鳥取県育英奨学資金貸与規則

昭和 35 年 7 月 30 日　教育委員会規則第 5 号

(令和 7 年 7 月 4 日施行)

必ず読んでください！



鳥取県育英奨学資金貸与規則リンク

https://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_honbun/k500RG00000883.html

鳥取県育英奨学資金貸与規則

（目的）

第１条　この規則は、県内に住所を有する者の子等で高等学校（高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）又は大学（大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）若しくは修業年限が２年以上の専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。

（育英奨学資金の種類）

第１条の２　育英奨学資金（以下「奨学資金」という。）の種類は、高等学校等奨学資金及び大学等奨学資金とする。

（奨学資金の貸与）

第２条　奨学資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えている者に対して貸与するものとする。

（１）　高等学校等奨学資金　次に掲げる要件

ア　高等学校等に在学する者であること。

イ　修学に対する意欲があり、性行が正しいこと。

ウ　経済的理由により修学が困難であると認められること。

エ　県から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと。

オ　県以外の者から、同種類の奨学資金であって１月当たりの貸与額又は給与額が次条に定める額以上のものの貸与（無利子のものに限る。）又は給与を受けていないこと。

カ　県内に住所を有する者と生計を同じくしていること。

（２）　大学等奨学資金　次に掲げる要件

ア　大学等に在学する者であること。

イ　特に学業に優れ、性行が正しいこと。

ウ　経済的理由により修学が困難であると認められること。

エ　県から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと。

オ　県以外の者から、同種類の奨学資金（教育委員会が別に定める奨学資金を除く。）であって１月当たりの貸与額又は給与額が次条に定める額以上のものの貸与（無利子のものに限る。）又は給与を受けていないこと。

カ　県内に住所を有する者と生計を同じくしていること。

（奨学資金の額）

第３条　奨学資金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分			金額
高等学校等奨学資金	自宅から通学している場合	国立又は公立	月額　18,000円
		私立	月額　30,000円
	自宅以外から通学している場合	国立又は公立	月額　23,000円
		私立	月額　35,000円
大学等奨学資金	国内の大学に在学する場合	国立又は公立	月額　45,000円
		私立	月額　54,000円
	国外の大学に在学する場合		基本額に、必要に応じて国外加算額を加算した額

備考

１　この表において、「基本額」とは、月額60,000円、月額90,000円又は月額120,000円のうち、奨学資金の貸与を受けようとする者が選択する金額をいう。

２　この表において、「国外加算額」とは、大学が設置されている国の地域に応じて、月額20,000円、月額40,000円又は月額80,000円のうちから教育委員会が別に定めるところにより決定される金額をいう。

（貸与の期間）

第４条　奨学資金を貸与する期間は、奨学資金の貸与を受けることとなった月から高等学校等又は大学等の正規の修業年限（国外の大学又は高等学校の通信制の課程若しくは学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程にあっては、４年）の終了する月までとする。

（高等学校等奨学資金の貸与の申請）

第４条の２　高等学校等奨学資金の貸与の申請は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下「中学校」という。）在学時申請と高等学校等在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。

（１）　中学校在学時申請　中学校の第３学年（義務教育学校にあっては、第９学年）に在学する者

（２）　高等学校等在学時申請　高等学校等に在学する者

第４条の３　高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち前条第１号の規定に該当する者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書（別記様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

（１）　その者の属する世帯の所得を証する書類

（２）　誓約書（別記様式第２号）

（３）　その他教育委員会が必要と認める書類

２　教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合においては、その内容を審査し、将来高等学校等奨学資金を貸与することが適当と認めたときは、当該申請者を高等学校等奨学資金貸与予定者として決定するものとする。

３　教育委員会は、前項の規定により、高等学校等奨学資金貸与予定者を決定したときは、その旨を本人及びその者が在学する中学校の長に通知するものとする。

４　高等学校等奨学資金貸与予定者は、第２項の規定による決定を受けた日の属する年度の翌年度に高等学校等に入学できなかったときは、その資格を失うものとする。

５　高等学校等奨学資金貸与予定者は、高等学校等に入学したときは、直ちに鳥取県高等学校等奨学資金貸与予定者進学届出書（別記様式第３号）に在学証明書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。ただし、高等学校等からの高等学校等奨学資金貸与予定者の入学状況等を証する書類の提出をもってこれに代えることができる。

第４条の４　高等学校等奨学資金の貸与を受けようとする者のうち第４条の２第２号の規定に該当する者は、鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書（別記様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して、現に在学する高等学校等（以下「在学高等学校等」という。）の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

（１）　その者の属する世帯の所得を証する書類

（２） 誓約書（別記様式第２号）
（３） その他教育委員会が必要と認める書類

（大学等奨学資金の貸与の申請）
第５条　大学等奨学資金の貸与の申請に係る資格を有する者は、大学等への入学（当該申請を行う年度の翌年度においてするものに限る。）をしようとする者とする。

第５条の２　大学等奨学資金の貸与を受けようとする者は、鳥取県大学等奨学資金貸与申請書（別記様式第４号）に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。
（１） その者の属する世帯の所得を証する書類
（２） 誓約書（別記様式第２号）
（３） その他教育委員会が必要と認める書類
２　教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合においては、その内容を審査し、将来大学等奨学資金を貸与することが適当と認めたときは、当該申請者を大学等奨学資金貸与予定者（以下「貸与予定者」という。）として決定するものとする。
３　教育委員会は、前項の規定により、貸与予定者を決定したときは、その旨を本人（現に高等学校等に在学する貸与予定者にあっては、本人及び在学高等学校等の長）に通知するものとする。
４　貸与予定者は、第２項の規定による決定を受けた日の属する年度の翌年度に大学等に入学できなかったときは、その資格を失うものとする。
５　貸与予定者は、大学等に入学したときは、直ちに鳥取県大学等奨学資金貸与予定者進学届出書（別記様式第５号）に在学証明書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

（連帯保証人等）
第５条の３　奨学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人及び保証人を立てなければならない。
２　前項の連帯保証人及び保証人は、各１人とし、連帯保証人は、申請者が未成年である場合はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）、成年者である場合は父母兄姉又はこれに代わる者でなければならない。ただし、これらの者を連帯保証人とすることが困難な場合には、教育委員会が認める者を連帯保証人とすることができる。
３　第１項の保証人は、奨学資金の貸与を受けようとする者及び同項の連帯保証人と生計を別にする者でなければならない。

（奨学資金の貸与の決定及び通知）
第６条　教育委員会は、第４条の４の規定による申請書又は第４条の３第５項若しくは第５条の２第５項の規定による届出書の提出があった場合においては、その内容を審査し、奨学資金を貸与することが適当と認めたときは、貸与の決定をし、その旨を本人に通知するものとする。

（奨学資金の交付）
第７条　奨学資金は、毎月１月分ずつ交付する。ただし、都合により数月分を合わせて交付することができる。

（奨学資金の休止）
第８条　第６条の規定により奨学資金の貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）が休学したときは、当該休学した日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、その月分）から復学した日の属する月の前月分までの奨学資金の貸与を休止する。

（貸与期間の延長）
第８条の２　教育委員会は、第４条の規定にかかわらず、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由があると認めるときは、１年を超えない範囲内で奨学資金を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）を延長することができる。
２　前項の規定により貸与期間の延長を受けようとする者は、鳥取県育英奨学資金貸与期間延長申請書（別記様式第６号）に別に定める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。
３　教育委員会は、貸与期間の延長を認めたときは、その旨を本人に通知する。

（転学による奨学資金の取扱い）
第８条の３　奨学生（高等学校等奨学資金の貸与を受けている者に限る。）は、転学した場合において引き続き奨学資金の貸与を受けようとするときは、転学奨学資金継続申請書（別記様式第７号）を在学高等学校等の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。
２　教育委員会は、前項の書類が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨学資金の貸与を継続するものとする。

（奨学資金の取りやめ及び辞退）
第９条　奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸与を取りやめる。
（１） 退学したとき。
（２） 傷病のため成業の見込みがないとき。
（３） 高等学校等奨学資金の貸与を受けている者にあっては、修学に対する意欲が欠け、又は性行が不良となったとき。
（４） 大学等奨学資金の貸与を受けている者にあっては、学業成績又は性行が不良となったとき。
（５） 他から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けるに至ったとき。
（６） その他奨学生として適当でないとき。
２　奨学生は、鳥取県育英奨学資金辞退届（別記様式第８号）を教育委員会に提出することにより、いつでも奨学資金を辞退することができる。

（借用証書の提出）
第10条　奨学生は、奨学資金の貸与が終了し、又は前条の規定により奨学資金の貸与を取りやめられ、若しくは辞退したときは、連帯保証人及び保証人と連署した鳥取県育英奨学資金借用証書（別記様式第９号。以下「借用証書」という。）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。
２　奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、借用証書を提出しなければならない。この場合は、相続人又は連帯保証人が借用証書の本人欄に署名し、連帯保証人等の連署は不要とする。

（奨学資金の返還）
第11条　奨学資金は無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して６月を経過した後、高等学校等奨学資金にあっては15年以内、大学等奨学資金にあっては20年以内に、半年賦又は月賦の方法で返還しなければならない。ただし、奨学資金は、いつでも繰り上げて返還することができる。
２　第９条の規定により、奨学資金を取りやめられ、又は辞退をした者は、10年以内に前項に準じて奨学資金を返還しなければならない。
３　正当な理由なく奨学資金の最終の貸与の日の属する月の翌々月の月末までに借用証書を提出しない者にあっては、半年賦の方法による返還を選択したものとみなす。
４　前３項の規定にかかわらず、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、貸

与した奨学資金の即時返還を命ずることができる。
（１）　奨学資金を目的外に使用したとき。
（２）　いつわりの申請により奨学資金を受けたとき。
（３）　正当な理由がなく奨学資金の返還を怠ったとき。

（奨学資金の返還猶予）
第12条　教育委員会は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、奨学資金の返還を猶予することができる。
（１）　高等学校等又は大学等を卒業後、教育長が定める他の学校又は課程に進学し、在学中であるとき。
（２）　高等学校等又は大学等を卒業後、就職することができないとき。
（３）　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受け、又はこれと同等の状況にあるとき。
（４）　妊娠、出産又は育児を理由として休業し、又は退職したとき。
（５）　前各号に掲げる場合のほか、災害、傷病、失業その他やむを得ない理由により、奨学資金の返還が困難となったとき。
２　返還猶予を受けようとする者は、鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書（別記様式第10号）を教育委員会に提出しなければならない。
３　返還猶予を認めたときは、その旨を本人に通知する。

（奨学資金の返還免除）
第13条　奨学資金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の定めるところによる。
２　返還免除を受けようとする者は、鳥取県育英奨学資金返還免除申請書（別記様式第11号）を教育委員会に提出しなければならない。
３　返還免除を認めたときは、その旨を本人に通知する。

（延滞金）
第14条　奨学生であった者が、奨学資金の償還を延滞したときは、延滞金を徴収するものとする。ただし、延滞したことにつき疾病その他特別の事由により奨学資金の返還が困難であったと認められるときは、当該延滞金を減免することができる。

（奨学生に関する届出）
第15条　奨学生又は奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに鳥取県育英奨学生異動届（別記様式第12号）により教育委員会に届け出なければならない。
（１）　休学し、又は復学したとき。
（２）　第９条第１項第１号又は第４号の規定に該当したとき。
（３）　氏名又は住所に変更があったとき。
（４）　連帯保証人又は保証人の住所その他身上に関する重要な事項に異動が生じたとき。
２　奨学生又は奨学生であった者が、連帯保証人又は保証人を変更したときは、鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届（別記様式第13号）を教育委員会に提出しなければならない。
３　奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに鳥取県育英奨学生死亡届（別記様式第14号）に死亡の事実を証明する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（委任）
第16条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　　則
１　この規定は、公布の日から施行する。
２　この規則施行の際、現に昭和35年度鳥取県育英奨学生募集要領に基づき決定されている奨学生は、この規則により決定された奨学生とみなす。
３　昭和36年度においては、規則第２条第１項の規定によるもののほか、同条同項の規定に準じて大学第１年次に在学する者のうちから決定することができる。

附　　則（昭和37年教委規則第３号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和37年４月１日から適用する。

附　　則（昭和38年教委規則第４号）
この規則は、昭和38年４月１日から施行する。

附　　則（昭和41年教委規則第４号）
この規則は、昭和41年４月１日から施行する。

附　　則（昭和44年教委規則第３号）
（施行期日）
１　この規則は、昭和44年４月１日から施行する。
（経過規定）
２　この規則施行の際現に奨学資金の貸与を受けている大学在学中の者およびその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金の額は、この規則による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（昭和44年教委規則第８号）
この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和47年教委規則第５号）
（施行期日）
１　この規則は、昭和47年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則施行の際現に奨学資金の貸与を受けている大学在学中の者及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（昭和48年教委規則第１０号）
（施行期日）
１　この規則は、昭和48年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則施行の際現に奨学資金の貸与を受けている高等学校在学中の者及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（昭和51年教委規則第７号）

1　この規則は、昭和51年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に奨学資金の貸与を受けている大学在学中の者及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（昭和52年教委規則第９号）

1　この規則は、昭和52年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に奨学資金の貸与を受けている高等学校在学中の者及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（昭和53年教委規則第４号）

1　この規則は、昭和53年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に奨学資金の貸与を受けている大学在学中の者及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（昭和54年教委規則第３号）

1　この規則は、昭和54年10月１日から施行する。

2　昭和54年４月１日前に奨学資金の貸与を受けている私立の大学に在学中の者及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（昭和55年教委規則第５号）

1　この規則は、昭和55年４月１日から施行する。

2　昭和55年４月１日前に奨学資金の貸与を受けている者及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（昭和56年教委規則第２号）

1　この規則は、昭和56年４月１日から施行する。

2　昭和56年４月１日前に奨学資金の貸与を受けている高等学校に在学する者及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（昭和57年教委規則第５号）

この規則は、昭和57年１０月１日から施行する。

附　　則（昭和61年教委規則第２号）

1　この規則は、昭和61年４月１日から施行する。

2　昭和61年４月１日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金（同日以後高等学校に在学する者については、高等学校に在学する期間分に限る。）の額については、なお従前の例による。

附　　則（平成元年教委規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（平成２年教委規則第５号）

1　この規則は、平成２年４月１日から施行する。

2　平成２年４月１日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る奨学資金の貸与については、この規則による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（平成３年教委規則第２号）

1　この規則は、平成３年４月１日から施行する。

2　平成３年４月１日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る奨学資金の額については、この規則による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（平成４年教委規則第４号）

1　この規則は、平成４年４月１日から施行する。

2　平成４年４月１日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る奨学資金の額については、この規則による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（平成５年教委規則第４号）

1　この規則は、平成５年４月１日から施行する。

2　平成５年４月１日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る奨学資金の額については、この規則による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（平成７年教委規則第３号）

1　この規則は、平成７年４月１日から施行する。

2　平成７年４月１日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る奨学資金の額については、この規則による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（平成８年教委規則第４号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　　則（平成９年教委規則第４号）

1　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

2　平成９年４月１日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る奨学資金の額については、この規則による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（平成10年教委規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（平成11年教委規則第３号）

1　この規則は、平成11年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る奨学資金の額については、この規則による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（平成12年教委規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（平成13年教委規則第４号）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第３条の改正は、平成13年４月１日から施行する。

2　平成13年４月１日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（平成14年教委規則第14号）

（施行期日）

1　この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に貸し付けられている第１条の規定による改正前の鳥取県育英奨学資金貸与規則第２条に規定する奨学資金は、第１条の規定による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第１条の２の大学等奨学資金とみなす。

附　　則（平成15年教委規則第６号）

（施行期日）

1　この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　平成15年４月１日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（平成16年教委規則第14号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、現に奨学資金を年賦により返還している者の返還方法については、この規則による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（平成16年教委規則第23号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定は、平成17年４月１日以後に新たに育英奨学資金の貸与を受ける者から適用し、同日前に育英奨学資金の貸与を受けている者については、なお従前の例による。

附　　則（平成17年教委規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（平成17年教委規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（平成17年教委規則第29号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第３条の改正は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　平成18年4月1日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第３条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（平成19年教委規則第１号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　　則（平成20年教委規則第７号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）については、改正後の別記様式第８号及び別記様式第12号の規定にかかわらず、印鑑登録証明書は、添付を要しないものとする。

附　　則（平成22年教委規則第５号）

（施行期日）

1　この規則は、平成22年４月１日から施行する。ただし、第２条及び第３条の規定は、平成23年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　第１条の規定による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第５条の２第４項の規定は、この規則の施行の日以後新たに貸与予定者として決定する者について適用し、同日前に貸与予定者として決定されている者については、なお従前の例による。

3　第２条の規定による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定は、平成23年４月１日以後に行われる貸与の申請について適用し、同日前に行われる貸与の申請については、なお従前の例による。

附　　則（平成25年教委規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（平成26年教委規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（平成30年教委規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（令和２年教委規則第４号）

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第 14 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じる奨学資金に係る延滞金について適用し、施行日前に生じた奨学資金に係る延滞金については、なお従前の例による。

附　　則（令和２年教委規則第５号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定は、令和３年４月１日以後新たに育英奨学資金の貸与を受ける者から適用し、同日前に育英奨学資金の貸与を受けている者については、なお従前の例による。

３　この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、第２条の規定による改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

附　　則（令和７年教委規則第１２号）

（施行期日）

この規則は、令和７年７月４日から施行する。

別記様式第１号（第４条の３関係）

（表）

鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書

フリガナ 申請者氏名		住所	〒 電話番号（　　）　　－
生年月日	年　　月　　日生		
在学中学校等名	立　　学校（　　課程　　科）　第　　学年		

生計を一にする家族及びその所得

就学者を除く家族

○×　続柄	氏名	年齢	所得等の種類	収入金額（税込）・売上高	所得（利益）金額（税込）

就学者

続柄	氏名	設置者別	学校種類別	学年	通学別（小・中を除く。）
本人		※国・公・私立		学年	※　自宅・自宅外
		※国・公・私立	※小・中・高・高専・大・専修（高・専）・その他	学年	※　自宅・自宅外
		※国・公・私立	※小・中・高・高専・大・専修（高・専）・その他	学年	※　自宅・自宅外
		※国・公・私立	※小・中・高・高専・大・専修（高・専）・その他	学年	※　自宅・自宅外
		※国・公・私立	※小・中・高・高専・大・専修（高・専）・その他	学年	※　自宅・自宅外

注１　※印は、該当のものを○で囲むこと。

２　家族のうち、主たる家計支持者には○印、別居者には×印を付けること。

(裏)

家庭事情	特別の事情	該当欄(該当する欄に○を付けること。)	必要な添付資料等
	(1) 障がい者のいる世帯		該当者の障害者手帳の写し
	(2) 長期療養者のいる世帯		該当者の治療費の領収書の写し（3月以上継続した治療に係るものに限る。）
	(3) 主たる家計支持者が別居している世帯		当該家計支持者の住居費、光熱水費の領収書の写し
	(4) 災害等を受けた世帯		下欄に具合的な事情、状況等を記載し、それを説明する資料を添付すること。
	(5) その他特別な事情がある世帯		

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。

年　　月　　日

鳥取県教育委員会　様

申請者　氏名

法定代理人　氏名
住所

申請者との続柄　（　　）

注1　申請者及び法定代理人は、氏名をそれぞれ自署すること。
2　法定代理人は、申請者が未成年者である場合に、その親権者（共同親権者の場合は、その代表者）を記載すること。

別記様式第2号（第4条の3、第4条の4、第5条の2関係）

誓　約　書

年　　月　　日

鳥取県教育委員会　様

私は、鳥取県育英奨学資金貸与規則に基づく奨学資金の貸与を受けるにあたり、学業に励むことを誓約します。
また、貸与終了後は、同規則に従い、奨学資金の返還その他の義務について、連帯保証人及び保証人とともにその責に任じます。

申請者	住所	〒	
	氏名		
法定代理人	住所	〒	認印
	氏名		
連帯保証人	続柄	申請者の（　　）	実印
	住所	〒	
	氏名		
	生年月日	年　月　日生（　歳）	
	電話番号	※日中繋がる番号	
保証人	続柄	申請者の（　　）	実印
	住所	〒	
	氏名		
	生年月日	年　月　日生（　歳）	
	電話番号	※日中繋がる番号	

（注意）1　氏名の欄は自署すること。
2　法定代理人は、申請者が未成年である場合に、その親権者（共同親権者の場合は、その代表者）を記載すること。
3　連帯保証人及び保証人の印鑑については、市町村長が作成した印鑑登録証明書を添付すること。

別記様式第３号（第４条の３関係）

鳥取県高等学校等奨学資金貸与予定者進学届出書

年　　月　　日

鳥 取 県 教 育 委 員 会　　様

次のとおり進学について、届け出ます。

貸与予定者　　氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出身中学校名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学 校 名 等	課程　　科
学 校 所 在 地	
修 学 期 間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
他の奨学金の貸与・給付の有無、名称等	有　（※）　・　無 ※他の奨学金の名称：＿＿＿＿＿＿ 金額：月　　円

注　「他の奨学金の貸与・給付の有無、名称等」欄は、該当のものを〇で囲むこと。
　　なお、「有」を選択した場合は併せて名称及び金額を記載すること。

別記様式第４号（第５条の２関係）

（表）

鳥取県大学等奨学資金貸与申請書

フリガナ 申請者氏名		住所	〒 電話番号（　　）　－
生年月日	年　　月　　日生		
申請に係る資格	立　　学校 課程　　科 在・卒		年　　月 高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格
進学予定学校の種別	※　　大　　学　　・　　専修学校（専門課程）		

	○×　続柄　氏名　年齢　所得等の種類　収入金額（税込）・売上高　所得（利益）金額（税込）
生計を一にする家族及びその所得（就学者を除く家族）	

	続柄　氏名　設置者別　学校種類別　学年　通学別（小・中を除く。）
生計を一にする家族及びその所得（就学者）	本人　※国・公・私立　　学年　※自宅・自宅外
	※国・公・私立　※小・中・高・高専・大・専修（高・専）・その他　学年　※自宅・自宅外
	※国・公・私立　※小・中・高・高専・大・専修（高・専）・その他　学年　※自宅・自宅外
	※国・公・私立　※小・中・高・高専・大・専修（高・専）・その他　学年　※自宅・自宅外
	※国・公・私立　※小・中・高・高専・大・専修（高・専）・その他　学年　※自宅・自宅外

注１　※印は、該当のものを〇で囲むこと。
　２　家族のうち、主たる家計支持者には〇印、別居者には×印を付けること。

（裏）

	特別の事情	該当欄（該当する欄に○を付けること。）	必要な添付資料等
家庭事情	（1） 障がい者のいる世帯		該当者の障害者手帳の写し
	（2） 長期療養者のいる世帯		該当者の治療費の領収書の写し（3月以上継続した治療に係るものに限る。）
	（3） 主たる家計支持者が別居している世帯		当該家計支持者の住居費、光熱水費の領収書の写し
	（4） 災害等を受けた世帯		下欄に具合的な事情、状況等を記載し、それを説明する資料を添付すること。
	（5） その他特別な事情がある世帯		

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨学資金の貸与を申請します。

年　　月　　日

鳥取県教育委員会　様

申請者　氏名

法定代理人　氏名
住所

申請者との続柄（　　）

注1　申請者及び法定代理人は、氏名をそれぞれ自署すること。
2　法定代理人は、申請者が未成年者である場合に、その親権者（共同親権者の場合は、その代表者）を記載すること。

別記様式第５号（第５条の２関係）

鳥取県大学等奨学資金貸与予定者進学届出書

年　　月　　日

鳥取県教育委員会　様

次のとおり進学について、届け出ます。

貸与予定者　氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿

出身高等学校名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

学校名等	学部　　学科
学校所在地	
修学期間	年　月　日 ～　年　月　日（　年間）
他の奨学金の貸与・給付の有無、名称等	有　（※）　・　無 ※他の奨学金の名称：＿＿＿＿＿＿ 種類：　給付　・　貸与（　無利子　・　有利子　） 金額：月　　円

注1　「他の奨学金の貸与・給付の有無、名称等」欄は、該当のものを○で囲むこと。
なお、「有」を選択した場合は併せて名称、種類及び金額を記載すること。
2　在学証明書を添付すること。

別記様式第６号（第８条の２関係）

鳥取県育英奨学資金貸与期間延長申請書

年　　月　　日

鳥 取 県 教 育 委 員 会　　様

次のとおり奨学資金の貸与期間の延長を申請します。

奨学生番号		（フリガナ） 申請者（奨学生）氏名	（　　）	
住　所	〒		電話番号	
学校名等	※ 国・公・私立 大学・専修学校 昼間部・夜間部	大学・学校 学部　　学科 第　　学年 （　　年制）	連帯保証人氏名 保証人氏名	
現行の貸与期間	貸与始期　　年　　月　～　貸与終期　　年　　月（予定）まで			
希望する貸与延長期間	卒業見込：　　年　　月卒業見込まで			
	希望する延長期間：現行の貸与終期（予定）の翌月から　　年　　月まで			
延長を必要とする理由	※ ア 災害　イ 疾病　ウ 負傷　エ その他（　　）			
（上記理由について、詳細に記載してください。）				

注１　申請者、連帯保証人及び保証人は、氏名を自署してください。
　２　※印は、該当のものを〇で囲んでください。

別記様式第７号（第８条の３関係）

転学奨学資金継続申請書

年　　月　　日

鳥 取 県 教 育 委 員 会　　様

年　　月　　日から次のとおり転学しましたので、引き続き奨学資金の貸与を申請します。

奨学生番号		申請者（奨学生）氏名			
―		連帯保証人氏名			
	学　校　名		課　程	学　科	学　年
転出	立　　学校				
転入	立　　学校				
転学理由	一家転居　・　その他（　　）				

注１　申請者及び連帯保証人は、氏名を自署すること。
　２　申請者は転入した学校から証明を受けること。

上記のとおり、転学により本校に転入したことを証明します。

年　　月　　日

学校の名称
学校長氏名

職印

別記様式第８号（第９条関係）

鳥取県育英奨学資金辞退届

年　　月　　日

鳥取県教育委員会　様

住　　所
本人氏名

住　　所
連帯保証人氏名

次のとおり奨学資金の貸与を辞退します。

奨学生番号	第　　号
在学学校名	
奨学生氏名	
辞退する日	年　　月　　日
理由	

注　本人及び連帯保証人は、氏名をそれぞれ自署すること。

別記様式第９号（第１０条関係）

鳥取県育英奨学資金借用証書

借用金額	百	十	万	千	百	十	円	也

鳥取県育英奨学生として貸与を受けた上記奨学資金は、規定に従い私ども連帯で裏面奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約します。

万一奨学資金の返還を怠った場合には、奨学資金返還明細書に記載した返還期限の到来前において指定された日までに返還未済額の全部を一括返還することを請求され強制執行の手続きをとられても異議ありません。

年　　月　　日

鳥取県教育委員会　　様

奨学生本人	フリガナ 氏名				認印
	生年月日	年　　月　　日生			
	住所	〒			
	電話	（　　）　　－			
法定代理人	フリガナ 氏名		続柄	本人の（　　）	認印
	住所	〒			
	電話	（　　）　　－			
連帯保証人	フリガナ 氏名		続柄	本人の（　　）	実印
	生年月日	年　　月　　日生			
	住所	〒			
	電話	（　　）　　－			

私は、上記の本人及び連帯保証人が奨学資金返還義務の履行を怠ったときは、その義務を継続履行します。

※ただし、保証人が支払義務を負う債務の上限額は返還未済額の２分の１の金額です。

保証人	フリガナ 氏名		続柄	本人の（　　）	実印
	生年月日	年　　月　　日生（　　歳）			
	住所	〒			
	電話	（　　）　　－			

※租税特別措置法第９１条の３第２項の規定の適用により、印紙税は課されません。（国外の大学に在学した奨学生の場合は、※の記載を削除する。）

鳥取県育英奨学資金返還明細書

奨学生番号	第　　号	返還総額	百　十　万　千　百　十　円
フリガナ 氏名		返還期間	年　間

借用金額内訳	借用期間	借用月数	借用月額	借用金額
	年　月～　年　月	ヶ月	万　千　百　十　円	百　十　万　千　百　十　円
	年　月～　年　月	ヶ月		
	借用金額合計			

学校名	学校	貸与終了年月日	年　月　日
理由	卒業　・　退学　・　死亡　・　辞退　・　その他取りやめ		

返還額・方法				
□	半年賦 （最終回返還額）	百　十　万　千　百　十　円	期日	第１回　年　月　日 以降７月末日と１２月末日（口座振替）
□	月賦 （最終回返還額）		期日	第１回　年　月　日 以降毎月末（口座振替）
□	繰上返還		期日：　年　月　日 方法：　口座振替　・　納入通知書	
引落金融機関		ゆうちょ銀行　・　ゆうちょ銀行以外 （電子申請　□有　・　□無））		

本人関係事項		
	卒業後の連絡先（書類送付先）	〒 電話　（　　）　－
	卒業後の就職先又は進学先	就職先・進学先の名称： 〒 電話　（　　）　－

（記入上の注意）

1　借用証書（表面）と返還明細書（裏面）の金額を一致させること。

2　借用証書（表面）の金額の訂正はすることができない。返還明細書（裏面）の金額の訂正は、必ず本人の訂正印を押すこと。

3　法定代理人は、本人が未成年である場合、その親権者（共同親権者の場合は、その代表者）を記入すること。

4　借用証書に押印した連帯保証人及び保証人の印鑑については、市町村長が作成した印鑑登録証明書を添付すること。

5　返還額・方法の欄は、半年賦、月賦又は繰上返還のいずれか希望のものについて記入すること。

6　借入金額の全額を一括繰上返還する場合は、半年賦及び月賦の欄に記入しないこと。

7　ゆうちょ銀行以外の銀行に対して口座振替の依頼を行った場合は、引落金融機関の欄の電子申請の有無の該当するものに☑を付けること。

8　この借用証書及び返還明細書は、記入後に写しを取り、その内容に変更が生じたときは速やかに鳥取県教育委員会へ届け出ること。

別記様式第１０号（第１２条関係）

鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書

年　　月　　日

鳥取県教育委員会　様

次のとおり奨学資金の返還の猶予を申請します。

奨学生番号　第　　号

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者（奨学生）氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

猶予期間	年　月　日から　年　月　日まで		
理由	□　進学	添付書類	在学証明書
	□　未就職		求職受付票の写し等
	□　生活保護受給		生活保護受給証明書
	□　傷病		医師の診断書等
	□　失業		雇用保険受給資格者証の写し等
	□　産休・育休		休業証明書の写し、離職証明書の写し又は母子手帳の写し
	□　その他（　　）		その事実を証明する市町村長又は民生委員の証明書、その他教育委員会が適当と認める書類

注　理由の欄は、該当するものに✔を付けること。

別記様式第１１号（第１３条関係）

鳥取県育英奨学資金返還免除申請書

年　　月　　日

鳥取県教育委員会　様

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者が相続人の場合は続柄：奨学生の（　　）

次のとおり奨学資金の返還の免除を申請します。

奨学生番号	第　　号		
奨学生氏名			
貸与総額	円		
返還済額	円		
返還免除希望額	円		
理由（※）	□　死亡	添付書類	戸籍等
	□　精神又は身体の著しい障がい		医師の診断書、障害者手帳の写し等
	□　（　）年の県内居住 （　）県の県内就業		県内居住の期間に係る住民票及び戸籍の附票並びに県内就業の期間に係る勤務先の就労証明書（自営業の場合は当該期間分の確定申告書の写し）等

注　※印の欄は、該当するものに✔を付けること。

別記様式第１２号（第１５条関係）

鳥　取　県　育　英　奨　学　生　異　動　届

年　　月　　日

鳥取県教育委員会　様

次のとおり異動しましたので、届け出ます。

（届出者）奨学生番号　　第　　号

在学（出身）学校名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

奨学生氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

異動内容発生年月日			年　　月　　日
異動の発生した者			奨学生　・　連帯保証人　・　保証人
異動事由			氏名変更　・　住所変更　・　休学　・　復学　・　退学
異動内容	新	フリガナ 氏名	
		住所	〒
		電話	（　　）　　－
	旧	フリガナ 氏名	
		住所	〒
		電話	（　　）　　－
	休学	期間	年　月　日　～　年　月　日
		理由	

［鳥取県育英奨学生異動届記入上の注意］

1　奨学生番号については、複数の奨学金の貸与を受けている場合は、該当の番号を記入すること。
2　在学（出身）学校名については、奨学金の貸与を受けた時に在籍していた学校名を記入すること。
3　奨学生氏名については、氏名に変更があった場合、新氏名を記入すること。
4　氏名又は住所に変更があったときは、新旧欄のそれぞれ該当する箇所に記入することし、電話番号の変更があった場合は併せて記入すること。また、氏名変更の場合は、別に定めるところにより口座名義変更の手続を行うこと。
5　休学したときは、休学の期間を記入するとともに、その理由も記載すること。また、休学の事実と期間が確認できる書類を添付すること。
6　復学したときは、異動内容発生年月日の欄に復学の日を記入し、復学の事実が確認できる書類を添付すること。
7　退学したときは、異動内容発生年月日の欄に退学の日を記入すること。
8　育英奨学資金の貸与を辞退する場合は、鳥取県育英奨学資金辞退届（別記様式第８号）により届け出ること。
9　連帯保証人又は保証人を変更しようとする場合は、鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届（別記様式第１３号）により届け出ること。

別記様式第１３号（第１５条関係）

鳥取県育英奨学生連帯保証人・保証人変更届

年　　月　　日

鳥取県教育委員会　様

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

（届出者）奨学生番号　　第　　号

在学（出身）学校名　　

奨学生氏名　　

<table>
<tr><td>変更内容</td><td colspan="3">□　連帯保証人　　□　保証人</td></tr>
<tr><td>旧</td><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">新</td><td>氏　　名
（※自署）</td><td></td><td>実印</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日生（　　歳）</td></tr>
<tr><td>続　　柄</td><td colspan="2">奨学生の（　　）</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2">〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2">※日中繋がる番号</td></tr>
<tr><td>変更理由</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注　この変更届に押印した連帯保証人又は保証人の印鑑については、市町村長が作成した印鑑登録証明書を添付すること。

別記様式第１４号（第１５条関係）

鳥取県育英奨学生死亡届

年　　月　　日

鳥 取 県 教 育 委 員 会　　様

次のとおり、関係書類を添えて届け出ます。

届出者（相続人又は連帯保証人）

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

続　　柄 奨学生の（　　）

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

奨　学　生　番　号	第　　号
在 学 学 校 名 （ ※ ）	
奨　学　生　氏　名	
死　亡　年　月　日	年　　月　　日

注　１　※印の欄は、貸与中の場合のみ記載すること。
　　２　死亡の事実を証明する書類（戸籍等）を添付すること。